

新型コロナウイルス対策に係るイベント等の開催に関する、戸田市シルバー人材センターの基本方針

令和3年8月2日適用
令和3年8月20日改定
令和3年9月10日改定
令和3年10月1日改定

政府対策本部による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除及び埼玉県における緊急事態措置法に基づく段階的緩和措置等ならびに戸田市の方針に基づき、戸田市シルバー人材センター(以降、「センター」という。)としてのイベント、活動等については、以下の通りとする。

なお、適用期間については、今後の国・埼玉県の動向を参考に、適宜検討を行う。

■ 適用期間 令和3年10月1日から当面の期間

■ 委員会・地域班・職群班及びサークル活動について

徹底した感染予防対策を講じたうえで、下記のと通りの対応とする。

1. センター内会議室を利用する活動	<ul style="list-style-type: none">・会議室利用については、定員の50%以下とする。 会議室1 定員 40人 会議室2 定員 20人・原則水分補給以外の飲食は禁止。・感染リスクの高まる行為は禁止。 とし、活動する。 また、活動後は会議室の換気、机・椅子の消毒を行う。
2. 屋外での活動	<ul style="list-style-type: none">・感染リスクが低いことから、活動する。・感染リスクの高まる行為は禁止。
3. 公共施設等を利用した活動	<ul style="list-style-type: none">・利用施設等の利用条件を厳守し活動する。

※感染予防対策とは

- ・風邪のような症状のある方、体調の悪い方は、活動等に参加しない。
- ・マスクの着用、検温、手洗いの推奨、咳エチケットの徹底をアナウンスする。
- ・3密(密集、密接、密閉)を避ける。